

【平成23年第3回定例会 市民委員会委員長報告】

平成23年6月29日 市民委員長 石川 建二

市民委員会に付託となりました諸案件につきまして、委員会における審査の経過、並びに結果を御報告申し上げます。

はじめに、「議案第73号 川崎市民プラザ条例の制定について」であります。

委員会では、委員から、災害などの非常時における施設の緊急使用の可能性について質疑があり、理事者から、川崎市民プラザは、広域避難場所に指定されているため、指定管理者制度導入後は、指定管理者と締結する協定書において、災害などの非常時における施設の緊急使用等について協議することとなる、との答弁がありました。

次に委員から、川崎市民プラザへの交通アクセスの向上策について質疑があり、理事者から、現在は、バスの増便は考えていないが、今後の中長期計画の中で、バスの増便を含めた交通アクセスの向上策を検討していく、との答弁がありました。

次に委員から、パブリックコメント手続きの中でC評価とされた市民意見をどのように事業へ反映させていくのかとの質疑があり、理事者から、C評価は「趣旨を今後の参考にする意見・要望」と区分したものであり、施設の機能やあり方についての意見は、指定管理業務の中に取り入れられるものについては、指定管理者と協議するとともに、今後の中長期的な視点から施設のあり方を検討する中で、反映できるかも含めて検討していきたい、との答弁がありました。

そこで委員から、パブリックコメント手続きで出された市民意見の内容を指定管理者に伝えて欲しい、との意見がありました。

次に委員から、指定管理者制度導入後の地域団体との連携について質疑があり、理事者から、これまでは、橘ふるさと祭りや盆踊り大会などは、共催事業として行っており、今後も共催事業として指定管理者へ引き継いでいく、との答弁がありました。

次に委員から、指定管理者制度導入後のレストラン事業の継続性について質疑があり、理事者から、現在、宿泊事業の見直しを行っており、食事の提供についても検討中であるが、施設利用者にとって、レストラン機能は必要と考えており、指定管理者公募の際、本市からレストラン部分の活用について飲食部門を含めた提案を求める予定である。また、現在のレストラン事業者には、指定管理者制度を導入することについて、財団法人川崎市指定都市記念事業公社から説明している、との答弁がありました。

次に委員から、川崎市民プラザの耐震性について質疑があり、理事者から、平成7年度に第1次耐震診断を行っており、平成18年度における「公共建築物の耐震対策」の公表の際も補強不要との診断結果となっている、との答弁がありました。

そこで委員から、川崎市民プラザにおけるつり天井の導入状況と対策方法について質疑があり、理事者から、ふるさと劇場については、つり天井を採用しており、東日本大震災前に現地調査を行っている。また、まちづくり局と確認し、来年度、補強工事を行う予定である、との答弁がありました。

次に委員から、指定管理業務に対する応募事業者が1社の場合、業務は担保されるのかとの質疑があり、理事者から、指定管理者選定基準を設け、民間活用推進委

員会により評価されるため、業務は担保される、との答弁がありました。

次に委員から、休日における専用使用料の設定方法について質疑があり、理事者から、市内の類似施設を参考にし、専用使用料については、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合は平日の2割増しとすることとした、との答弁がありました。

委員会では、審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第74号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

委員会では、委員から、本議案は公立保育園を廃止し民設民営で保育園を新設するための議案であり、公立保育園の果たす役割はますます重要となっていると考える立場から、本議案には賛成できない、との意見がありました。

次に委員から、保育基本計画の中で公立保育園の配置計画が出されておらず、民営化の事実だけが進んできている。保育事業に指定管理者制度を導入することはなじまないと考える立場から、本議案には賛成できない、との意見がありました。

委員会では、審査の結果、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第75号 かわさき新産業創造センター条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

委員会では、委員から、今回設置したクリーンルームについて質疑があり、理事者から、携帯電話に使用されているレンズや半導体などのナノマイクロ製品を加工する場合、塵やほこりの少ない特殊な施設が必要であり、中小企業でこのような施設を整備することは困難であることから、中小企業の育成の観点から本市が設置を行う、との答弁がありました。

次に委員から、ナノマイクロ技術に対する中小企業のニーズについて質疑があり、理事者から、中小企業へのヒアリングでは、ナノマイクロ技術に興味を持っているが、高度な技術を自社でどのように活用できるのかなど、知識を十分に持っていない企業が多いため、支援ニーズが高いと考えられる。また、本施設の整備計画を公表した際には数社からの問い合わせがあった、との答弁がありました。

次に委員から、起業家に対する減免等の支援策の検討状況について質疑があり、理事者から、新事業研究室の利用料金は、近傍地の武蔵小杉や新川崎の家賃相場を参考に同水準に設定した。利用料の減免については、検討していないが、施設利用者は、入居の初期費用が不要であるとともに、財務の専門家からの支援や会議室を無料で使用できるなど、さまざまな入居のメリットを受けることができる、との答弁がありました。

そこで委員から、起業家に対しての利用料の減免措置を検討して欲しい、との要望がありました。

次に委員から、施設利用期間の考え方について質疑があり、理事者から、15平方メートル未満の新事業事務室は3年以内の利用としており、これは概ね3年ごとで企業の研究状況がわかるため、さらに事業継続・拡大を考えている企業においては、1

5平方メートル以上の新事業事務室を利用することができるが、通算で利用できる期間は、5年以内とするものである、との答弁がありました。

次に委員から、施設を利用することができる企業は、国が定める新成長分野の15分野とされているが、15分野以外の企業も利用できるのかとの質疑があり、理事者から、15分野以外であっても、隣接する慶応義塾大学の先導的研究施設「K2タウンキャンパス」と共同で事業を行う企業の入居を許可するなど、個々の事業内容や成長性に基づき判断している、との答弁がありました。

次に委員から、新川崎・創造のもり内に食堂施設を設置することへの検討状況について質疑があり、理事者から、新川崎・創造のもりでは、現在、「K2タウンキャンパス」で約400人、「かわさき新産業創造センター」で約100人の研究者等が活動を行っている。また、今回の施設で約100人の研究者等の活動を想定しており、食堂施設へのニーズは高くなっていると考えている。今後、新川崎・創造のもり全体の付加価値を高める観点からも、第3期事業の第2段階の中で食堂施設の整備を検討していく、との答弁がありました。

次に委員から、会議室の地域への開放について質疑があり、理事者から、会議室は原則として入居者の商談等での利用を予定しているが、遠方から来る企業へ貸し出すことを想定している一時利用研究室と合わせて、入居者の利用状況に応じて、地域に開放できないか今後検討していきたい、との答弁がありました。

そこで委員から、利用状況に応じて、空室がある場合には、地域住民への利用許可も検討して欲しい、との要望がありました。

委員会では、審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第81号 川崎市塚越保育園の指定管理者の指定について」であります。

委員会では、委員から、指定管理予定者である株式会社アクセスアカデミーが民間活用推進委員会において、基準点に満たなかった要因について質疑があり、理事者から、民間活用推進委員会での評価では、保育に係る提案内容については、基準点以上の得点となっているものの、事業経費の見積りについては、人件費を中心にこれまでの実績額との間で大きな乖離があり、合計得点は基準点に満たなかった。しかしながら、民間活用推進委員会からは、運営者の変更による児童への影響を考慮し、基準点に達していない点も僅かであることを踏まえると、経費見積額を精査すべきとの付帯意見が出された、との答弁がありました。

次に委員から、基準点に満たなかった事業者を指定管理予定者とした理由について質疑があり、理事者から、本市が指定管理予定者の経費を精査し、人件費を実績ベースにあわせ、職員の処遇は落ちないことを確認し、民間活用推進委員会委員の了承が得られた。また、保護者から本市の指定管理者の継続を求める要望書が提出されていることから、株式会社アクセスアカデミーを指定管理予定者とする事とした、との答弁がありました。

そこで委員から、議案を提出する際には丁寧な説明を行って欲しい、との意見がありました。

次に委員から、指定管理者制度の下では保育における継続性が担保できないと考えるため、本議案には賛成できない、との意見がありました。

委員会では、審査の結果、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第 82 号 川崎市小田中保育園及び川崎市小田中乳児保育園の指定管理者の指定について」であります。

委員会では、関連する「請願第 5 号 小田中保育園の指定管理仕様書に関する請願」及び「請願第 6 号 市ホームページ等の公開資料に関する請願」並びに陳情 1 件を一括して審査しました。

委員会では、委員から、平成 24 年版指定管理仕様書についての保護者への説明状況について質疑があり、理事者から、保護者には、平成 24 年版指定管理仕様書の内容は現在の指定管理仕様書と同様であることの説明は行ったが、仕様書の中で延長保育時の職員配置等の表現を変更したことは特に説明は行わなかった。保護者への説明については不十分であった、との答弁がありました。

次に委員から、保護者代表者が民間活用推進委員会の委員に選任される可能性について質疑があり、理事者から、民間活用推進委員会設置要綱第 2 条第 3 項第 4 号では、市長が必要と認める者を民間活用推進委員会委員にすることができると明記されており、この規定に基づき建て替えによる民営化の場合には適用しているが、今回のように既に指定管理者制度を導入している施設については、保護者は現在の指定管理者から直接サービスを受けており、現在の指定管理者が応募した際の民間活用推進委員会としての公平性の観点から、保護者代表を第 4 号の規定による委員とすることは困難と考えている。しかし、同要綱第 2 条第 6 項では、委員長が必要と認める場合は、関係者を委員会に出席させることができるとの規定があるため、この規定に基づき必要に応じて保護者代表等から意見を聞くことはできるものとする、との答弁がありました。

そこで委員から、新たな指定管理者を公募する際には、事業者を選択するに当たって、民間活用推進委員会への保護者意見の反映の方法について検討して欲しい、との要望がありました。

次に委員から、モニタリングによる保護者の意見はどのように反映したのかとの質疑があり、理事者から、指定管理者からの年次報告は、指定管理者との協定締結後に市に提出されるため、協定に直ちに反映させることは困難であるが、事業運営の中で、改善項目として保護者の意見を生かしていきたい、との答弁がありました。

そこで委員から、子ども達の安全性を考えると、保護者の意見を尊重し、その取り扱いについては、今後、改善すべきである、との意見がありました。

次に委員から、平成 24 年版の延長保育時の職員配置について質疑があり、理事者から、平成 24 年版仕様書での延長保育時の保育士の配置状況は、小田中乳児保育園では、常勤 1 名、非常勤 1 名であり、小田中保育園については、18 時から 19 時は、2 歳児から 3 歳児クラスと、4 歳児から 5 歳児クラスにそれぞれ常勤 1 名、非常勤 1 名を配置する。また、19 時から 20 時については、2 歳児から 5 歳児のークラスを常勤 1 名、非常勤 1 名の配置としており、指定管理予定者である社会福祉法人川崎市

社会福祉事業団からは、仕様書の配置基準を上回る職員配置が提案されている、との答弁がありました。

そこで委員から、常勤1名となることによる児童への安全対策について質疑があり、理事者から、小田中乳児保育園と小田中保育園の常勤がそれぞれ連携し、安全対策を行うよう指定管理者に周知徹底する、との答弁がありました。

次に委員から、市のホームページで公開した仕様書の変更に伴う関係者への対応について質疑があり、理事者から、公開済みの仕様書について訂正箇所や訂正内容を記載せずに更新を行った。その後、関係事業者などへは、電話により変更内容を伝えた、との答弁がありました。

そこで委員から、関係事業者だけではなく、保護者に対しても、行政の責任として、十分に説明をすべきである、との意見がありました。

次に委員から、今後、公開資料に変更が生じた場合の対応策について質疑があり、理事者から、今後、ホームページにて公開した資料を訂正、または変更した場合には、その内容についてしっかりと明記するなど誤解が生じないよう対応していきたい、との答弁がありました。

次に委員から、保護者からの意見や要望を民間活用推進委員会へ反映させることについて質疑があり、理事者から、保護者からの意見集約する場を設け民間活用推進委員会に伝えていきたい、との答弁がありました。

次に委員から、保育園では、保育士と子どもの関係を継続することが、大変重要であるとする。しかし、指定管理者制度では、公募が原則となっており、今回は、同じ事業者が指定管理予定者となったため、継続性が担保されたように見えるが、制度上では必ずしも継続性が担保されるとは言えないため、本議案には賛成できない、との意見がありました。

次に委員から、安全性と継続性が重要である保育事業に指定管理者制度を導入することはなじまないと考えている立場から、本議案には賛成できない、との意見がありました。

次に委員から、今回の指定管理者の更新に伴い、保護者からさまざまな意見が出されているが、指定管理者の継続自体には理解を示されていることから、本議案には賛成である、との意見がありました。

委員会では、審査の結果、議案第82号は賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案と一括して審査いたしました請願第5号の取り扱いを協議したところ、委員から、平成24年以降の仕様書を平成19年版と同じ内容・条件とすることはないが、保護者の心情は十分理解できるため、趣旨採択すべきである、との意見がありました。

委員会では、審査の結果、請願第5号は、全会一致をもって、その趣旨を採択すべきものと決しました。

次に、請願第6号の取り扱いを協議したところ、委員から、ホームページでの公開資料を変更する際には、万全を期するために、訂正箇所、訂正内容をホームページ上で明示すべきと考えるため、趣旨採択すべきである、との意見がありました。

委員会では、審査の結果、請願第6号は、全会一致をもって、その趣旨を採択すべ

きものと決しました。

次は、「議案第 8 3 号 川崎市たちばな中央保育園の指定管理者の指定について」であります。

委員会では、委員から、指定管理者制度の下では保育における継続性が担保できないと考えるため、本議案には賛成できない、との意見がありました。

委員会では、審査の結果、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第 8 4 号 川崎市くじ保育園の指定管理者の指定について」であります。

委員会では、委員から、指定管理者制度の下では保育における継続性が担保できないと考えるため、本議案には賛成できない、との意見がありました。

委員会では、審査の結果、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第 8 5 号 かわさき新産業創造センターの指定管理者の指定期間の変更について」であります。

委員会では、委員から、指定管理期間の変更に伴う事業への影響について質疑があり、理事者から、現在行っている警備業務等の再委託の多くは 3 年契約であり、パソコンリースなどは一部 5 年契約であるが、次期指定管理者にも必要な機器類もあり、また、現在の指定管理者と事前協議を行い、十分な引き継ぎを行うため、大きな影響はないと考える、との答弁がありました。

次に委員から、現在、設置されている設備の継続使用の可能性について質疑があり、理事者から、新しい指定管理者が決定した場合は、本市が設置した設備については、前指定管理者から引き継ぐこととしており、前指定管理者が設置した設備は原状回復が原則のため撤去することとしている、との答弁がありました。

そこで委員から、設備状況も含め情報の共有化を徹底して欲しい、との要望がありました。

委員会では、審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第 1 2 5 号 平成 2 3 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算」であります。委員会では、審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、意見書案について申し上げます。国あてに、「地方消費者行政の充実のための国による支援に関する意見書」及び「最低賃金の改定等に関する意見書」を提出することに決し、その案を議長あてに提出しておりますので、よろしく御賛同いただきますようお願いいたします。

以上で、市民委員会の報告を終わります。